

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その10～

## インフォームド・コンセントとセカンド・オピニオンの時代

### 1. インフォームド・コンセント」(十分な説明と同意)とセカンド・オピニオン」(第二の専門家の意見)

相続対策の実行に伴う経済的效果や損失は、基本的には相続人が自ら負うことになります。そのため、専門家からの説明は、できるだけ口頭だけでなく書面で受けるようにします。書面に記載された内容について分かるまで説明を受け、納得して対策を実践することが大切です。

そして、書面によって説明を受けていれば他の専門家に相談するときに、その書面に記載されている同じ前提条件等をもとにアドバイスを  
得ることも可能となります。

### 2. 相続税の書面添付

相続税の申告における税理士の関与割合は、国税庁実績評価書によると、令和4年度は85.9%で、書面添付の割合は法人税や所得税と比べて23.4%と突出して高い割合となっていて、かつ、相続税の書面添付の割合は年々増加傾向にあります。

税理士が相続税の申告書を調製するに当たっては、提供された資料や相続人への質問・回答だけでは、適正な申告書作成には不十分な状況であることもあり得ます。

また、財産を管理運用していた被相続人が死亡していることから疑問点の解消が困難な場合も考えられます。

相続税の書面添付割合が他の税目と比べて高い理由は、税理士の責任の範囲を書面添付において明らかにすることにあると思います。

(文責：山本和義)